

こんな制度をご存じですか？

平成31年度（2019年度）就学援助制度のお知らせ

高崎市教育委員会

高崎市では、経済的な理由によって義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の就学を奨励する「就学援助制度」により、学校給食費・学用品費等の援助をおこなっています。

詳細は以下のとおりですので、制度の活用を希望される方は、教育委員会教職員課またはお子様の在籍する学校へお問い合わせください。

＝認定の基準＝

義務教育を受けることが困難であると判断される程度の経済状況であること。

（生活保護家庭に準ずる程度に困窮していること）

該当する可能性がある世帯は次のとおりです。

- 1 生活保護法に基づく保護が一時停止、または廃止されている
- 2 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市民税の非課税・減免、または固定資産税の減免措置を受けている
- 3 国民年金法に基づく国民年金の掛金の免除措置を受けている
- 4 国民健康保険法に基づく保険料の減免または徴収の猶予を受けている
- 5 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当（児童手当ではありません）の全額を支給されている
- 6 生活福祉資金の貸付けを受けている

※同居している家族の人数や年齢構成、世帯の収入状況、居住形態により、認定にならない場合もあります。

※住民票上世帯分離していても、同居している場合は同一生計世帯とみなします。ただし、生計が別であることを証明する資料を提出できる場合は別生計として対応します。必要な資料については、教育委員会教職員課へお問い合わせください。

※上記1～6に当てはまらない方でも、世帯主の疾病や失業等による収入の減少などの理由から経済的に困り、お子様の就学に支障のある方はご相談ください。

＝援助の対象＝

次の経費のうち、保護者が支払ったものについての全額または一部について

- 学校給食費・・・学校給食費全額
- 学用品費・・・ノート、筆記用具、絵の具等の学用品購入に要した経費の一部
- 通学用品費・・・靴、傘等の通学用品購入に要した経費の一部（ただし、小1と中1は対象外。）
- 新入学学用品費・・・新入学学用品購入に要した経費の一部（ただし、生活保護及び他の市町村の制度で、同様の支給を受けていない方で、入学前に支給する就学予定者・小6及び4月認定の新小1・新中1く入学前に支給していない方が対象。支給は一度のみ。）
- 校外活動費・・・校外で行われる学校行事（林間・高原学校や社会科見学等）に参加した場合に、それに要した交通費・見学料等の経費の一部（日帰り、宿泊行事それぞれについて年度1回）
- 修学旅行費・・・修学旅行に参加した場合に、それに要した交通費・宿泊費・見学料等の経費の一部
(小6、中3)

＝援助の方法＝

上記経費の全額または一部を「就学援助費」として年2回、お子様の学校給食費支払登録口座に振り込みます。ただし、学校給食費については例外的な扱いとなります。

申請の手順については裏面をご覧ください>>>

＝申請の手順＝

申し出

基準に該当すると思われ、制度の活用を希望される方は、教育委員会教職員課またはお子様の在籍する学校へ申し出てください。教育委員会教職員課またはお子様の在籍する学校から申請書をお渡しします。

※就学援助制度は、いつでも申し出が可能です。ただし、年度の途中で申請した場合は、年度当初からではなく、教育委員会が申請書を受理した月からの認定になります。

申 請

申請書に必要な事項を記入し、次の証明書類を添付して在籍する学校へ提出してください。

・添付書類

- (1) 平成31年(2019年)1月1日現在で高崎市に住民登録のある方
 - ① 一人親世帯で児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書のコピー
 - ② 遺族年金や障害年金を受給している場合は、その年金証書のコピー
 - ③ 現在求職・離職中で雇用保険を受給している場合は、その関係書類のコピー
- (2) 平成31年1月2日以降に高崎市に転入して来た方や高崎市に住民登録のない方
上記(1)①～③の書類のほか、収入がある世帯員全員の源泉徴収票や確定申告書のコピーなど、平成30年(2018年)中の収入がわかる書類
※平成30年分の「所得証明書」は、平成31年6月中旬以降にならないと発行されません。そのため年度当初からの申請には使用できません。
- (3) 申請書には申請者、対象児童生徒の個人番号(マイナンバー)を記入していただきます。記入できない場合は、上記書類のほか、運転免許証やパスポートなど顔写真付きの本人確認書類のコピーが必要です。

・その他

- (1) お子様が小・中学校に在籍する場合は、それぞれの学校に提出してください。
- (2) 申請書に記入漏れがある場合や必要な証明書類の添付がない場合、あるいは所得の申告が済んでいない場合は、認定できません。平成30年中に収入がなかった方も、必ず市県民税の申告を済ませておいてください。
- (3) 学校が指定する期日までに申請書を提出できない場合は、年度当初からの認定ができないことがあります。
- (4) 認定のため、必要に応じて居住区の民生委員への調査・確認があります。
- (5) 学校給食費支払登録口座がお子様ごとに異なっている場合、就学援助費申請振込口座はいずれかひとつの口座に統一して申請してください。
- (6) 申請書提出の前後に学校給食費支払登録口座を変更すると、援助費の振込ができなくなる恐れがありますので、申請書を提出した学校へ必ず連絡をしてください。
- (7) 平成30年度に認定されていても、申請は毎年度必要です。

【問い合わせ先】

高崎市教育委員会 教職員課 学事担当

TEL: 027-321-1298

MAIL: ky-shokuin@city.takasaki.gunma.jp

在校生保護者 様

新規に申請を希望される場合は、2月8日までに、西部小学校 事務 田中(343-2545)

または担任へ、ご連絡ください。追って申請書類をお届けいたします。